



Title	法律学としての犯罪学
Author(s)	佐藤, 昌彦; SATO, M.
Citation	法経會論叢, 14, 13-25
Issue Date	1955-10
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/10752">https://hdl.handle.net/2115/10752</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	14_p13-25.pdf



# 法律学としての犯罪学

佐藤昌彦

一、はしがき

二、犯罪学と犯罪

三、犯罪学の体系づけ

四、心理的犯罪学のアウトライン

一、はしがき

小林巳智次先生の在職三十五周年を祝賀するための論文集が法経会論叢の第十四輯として刊行されることは、かつて小林先生のもとで助教として指導を受けた私としては、この上のない喜びである。その上、私は法経会論叢発刊の際の会員の一人であつたから、この有意義な特輯が刊行されることには、益々喜びを禁じ得ないわけである。

ところが私は昭和二十二年以後は北大とは関係がなくなり、その上昭和二十五年以来東京に住んでいるので、この折角の企画に対しては、拙稿を寄稿する以外に何の寄与もなし得ないのは残念な次第である。

このような次第であるので、本稿は右のような因縁をあらはすのに最も適当なものでなければならぬわけであるが、私の不才不勉強のためこの目的を達し得ないものとなつたのは、申訳のない次第である。然し本文に入る前に本稿の由来について一言させて頂くことは

右のような次第から許されることと考える。

私は昭和二年から昭和二十二年まで農経教室に勤務していたのであるが、その間私が講義を担当した科目は、憲法、行政法、商法、法學通論であり(勿論この全部を一度に受持つたわけではなく、二十年に亘る間のことである)その他に林学科で刑事訴訟法を講義した。それであるから私は長い間のことではあるが刑法と民事訴訟法を除く主要法のすべてに亘つて講義を受持つたことになる。このことはともかく、農経教室での講義には刑事部門のものはなかつたのであるが、私が小林先生の指導を受けて研究した題目は刑事方面のものであつた。それは先生の担当された農林法律学と結び付いたものであつて、森林犯罪に関するものであつた。このような分野に手をつけたのは、私が当時刑事方面に興味を持っていたからでもあつたが、それよりも犯罪現象の研究に対する小林先生の鋭い洞察の結果なのであつた。このことについて次に少しく述べよう。問題は法律学とは何かということなのであるが、特に犯罪に関係づけて考えて見ることにしよう。

法律学といへば解釈学が中心となつてゐることは周知である。解釈は法文を基礎にして行はれる。ところでこのような法文の存在は社会的に二つの働きをするものと見るべきであらう。一つは法文の存在自体が一般的に社会統制 (social control) の機能を行うことであり他は具体的な事象が生じた場合にそれに対して適用されることである。この二つの働きの何れにおいてもその方向を予め大体において定めるために法解釈学が発達してゐるわけである。この場合には法解釈学の効用は主として法定安定のためであり、その他に適用の任にあらる人々の行動のガイドとなるということが出来るであらう。このような法解釈学の必要性和有用性は当然に認めなければならぬのであるが、このために法解釈学が唯一つの法律学であるということにならないのは勿論である。法哲学や法律史は別として実定法の領域で考えてみよう。法を適用するには適用する法が確定的なかたちをとること―即ち解釈が行はれてゐること―だけではなく、適用される対象がはつきりしていることが要求されるであらう。つまり具体的な事象があつて法が適用されるのであるが、その具体的な事象についてその性質が定められていなければ法の適用は不可能であり、この性質を定めるためには種々な科学が必要であらう。ところでこの対象の性質を定めるといふ問題について、その問題の如何によつては、法についての考慮を念頭におかないでは考へることの出来ないものがあるのである。例えば被告人の着衣についていた血痕の血液型を決定するというような問題では、それは明かに第一段階では医学の問題で

あろうが、被告人が犯行当時、心神喪失の状態にあつたか、又は心神耗弱の状態にあつたかというかたちで提出された問題は、最初から法律の規定の考慮なしでは考えることの出来ない問題である。最初の問題においても医学的な決定に対して当然に何等かの法律上の効果があたえられるものであれば、それは医学の問題であると同時に法律の問題であり、何れの場合でも問題の提出の仕方が実は最も重大な問題であるといはなければならぬであらう。(このような意味でも犯罪現象は法律現象であるということが出来るかも知れない)。

このように考えて来ると犯罪現象そのものの考察においては既に最初の段階から、法律そのものの考察が要求されるのであるといはなければならぬ。このことは犯罪現象の考察においてはそれをコントロールするものは法であることを意味するのである。それならば犯罪現象を考える場合にそのなかに含まれる法現象の分析から出発することは可能であり、又、必要であるといはなければならぬである。何故ならば法的な要素を含まない犯罪はないからである。このような犯罪学が若し出来るとすれば、それは従来の犯罪学とは大分趣きの違うものであることは明かであるが、犯罪学であることは当然であり、それはむしろ法律学の一つの分科と見るべきものである。然しそれは法解釈学ではなく、法解釈の基本となるべき事実についての知識の体系であり、法解釈学に大きな影響を及ぼし得べきものであらう。

私がかつて小林先生から森林犯罪の研究というテーマがあたえられた時には、右に述べたような法律学としての犯罪学の樹立を直接の目標にするように示唆を受けたわけではなかつたが、先生の意図がそこにあつたことは間違いないであらう。何故ならば形式的な理由のようではあるが、森林犯罪の研究は、農林法律学の一つの仕事として充足したものであつたからである。そしてまたそうでなければ法律家である我々の仕事としてはふさはしくないものであつたであらうからである。

この森林犯罪の研究には相当の時間と労力が費されたにも拘らず、私の不才と不勉強のためその一部を法経会論叢に発表したに止まり、先生の示唆にも拘らずまとまつたものを発表するに至らなかつたのは申訳のない次第であつた。然しこの「法律学としての犯罪学」というテーマはその後も絶えず、私の念頭にあつたのであつて、私の昭和二十二年以来の判事としての体験(偶然ではあるが私は民事事件よりも刑事事件を多く担当した)は、それにあるかたちをあたえるのに役立つたように思はれる。

右のような次第であるから私が小林先生の記念論文集に執筆する論文のテーマはこの「法律学としての犯罪学」というもの一つしか

いのである。ただ本稿は枚数の制限があるのでそれに關する二つの問題だけをとつて取扱うことにしよう。その第一は法律学としての犯罪学はどのようにして体系づけられるかであり、第二はそのように体系づけられたものがどのような効用をもつかということである。

## 二、犯罪学と犯罪

新しい構想の犯罪学の体系づけを行う前に、これまでの犯罪学の学問としての位置とその効用とを考えてみよう。これまで犯罪についての科学は周知のように Criminology と呼ばれて来た。今ここではこの言葉を犯罪学と訳しておく。犯罪学は極めて若い学問であるから数人の学者でそのすべてを代表させても大きな誤りではないであらう。そこでここに、ロンブローゾ、ケトレイ、ヒーレイ、の三人をあげて考えてみよう。ヒーレイは今世紀の人であるが、ロンブローゾとケトレイは前世紀の人であり、前者はその後半、後者は半ば頃の人である<sup>(1)</sup>と見るべきであらう。この後の二人特にロンブローゾは犯罪学の始祖と一般に見られているのであるから、犯罪学が極めて若い科学であることはこのことから明かといふべきであらう。ところでこれ等の人々がどのような人であるか、どのような業績を示したかを考えると、極めて興味のある事実が出て来る。ロンブローゾは周知のとおり医師であつてその犯罪の研究は主として生物学的なものと考えられている。ケトレイは統計学者であるが、その仕事はむしろ社会学的なものとするのが妥当であると考えられるが、ここでは通説に従つて統計学的なものとしておく。ヒーレイは周知のとおり精神医学者で勿論その仕事は精神医学的なものである。こうして見ると犯罪学の歴史においては、医学者、統計学者、精神医学者がそれぞれの専門的な立場から犯罪を研究して来たことが示されているのである。勿論この三人で全犯罪学者を代表させることは出来ないが学説史は明かにそれぞれの専門家に以上心理学者、社会学者を加えようが犯罪を研究したものが犯罪学として取扱はれたことを示すのである。このような事實は我々を一つの疑問に導くのは当然であらう。それはこのように各科学の専門家の行つた犯罪の研究は一つの統一されたものと考えざる迄には至つていないのではないかとすることである。この疑問はむしろ当然であつてこの疑問を否定するには犯罪学はまだあまりに若いといふべきであらうから、このような統一された犯罪学に対する要望を述べるに歩めよう。このことはともかくとして以上のような犯罪学の状態と關連して二つの興味のある事実が出て来るのである。次にそれについて述べよう。

その第一は——私は法律家の一人である私の立場から述べているのであるが——以上のような専門家の各業績について我々法律家はそれを批判する能力をもたないということである。我々は医師であるロンブローゾ、精神医師であるヒーレイ、統計家であるケトレイが、それぞれの分野でどのような業績をのこし、どのような学問的地位にある人々であるかを実は知らないのである。我々は彼等が犯罪について我々を驚かした業績を示したことは勿論知つている。然しそれが彼等の専門分野における研究の余技にすぎなかつたのか、或いは彼等は専門分野ではとりたてた仕事をせず彼等の専門分野からすれば極めて取るに足りない領域である犯罪について趣味的な研究を行つたものであるかどうかについては、これを正確には知らないのである。このように考えて来ると我々がこれ等の人々の偉大さをたたえんとすれば、それは彼等の犯罪学の体系が偉大であるためではなく——それを我々は実は知らない——彼等の仕事がいかにあたえた影響力が偉大であつたためといはなければならぬであらう。そしてこの偉大な影響力というものは、学問的な精緻さ、偉大さということからではなく、彼等のあらはれた当時の社会状況と法律家の考え方——彼等はそれぞれの分野の専門家であるに拘らず法律家が法律家の間で彼等を偉大にした——によるものであることは明かであるから、そのすべてをここで考慮することは出来ない。これについて唯一点だけを述べよう。それは彼等の研究の対象の限定性ということである。そしてこれを考えることが新しい構想の犯罪学即ち法律学としての犯罪学の出発点となるのである。

さてケトレイは勿論であるが、ロンブローゾにせよ、ヒーレイにせよ、又、グリユックにせよ、彼等が研究の対象とした犯罪者はすべて司法的処理を経た人々であつた。この事実を私は彼等の研究対象の限定性というのである。ロンブローゾは周知のようにイタリー監獄の死刑囚、受刑者を研究したのであり、ヒーレイはシカゴの少年裁判所に来た少年を研究した。グリユックの有名な仮釈放者の追求研究は文字通り受刑者を対象としたものであり、又、その少年非行の研究における実験群は、少年院の在院者であつた。以上のような研究対象の限定は殆どあらゆる犯罪研究に付随しているのである。即ち実証的な犯罪者の研究は殆どすべて法律上の犯罪者——それも重刑者——を対象とするものなのである。私はこのように研究の対象が限定されては真の意味の犯罪研究とはならないのではないかという非難をこれ等の研究に対して行はうとする者ではない。私はむしろこのように犯罪研究がいばば地についた出発をしたことに対し、又その伝統

が今日も守られていることに對し、先覚者とその後の研究者に對し敬意を表する者なのである。そしてまたこの故にこそ彼等の研究は我々法律家―特に行刑に關心をもつ人々―に偉大な影響をあたえたのであり、又、現にあたえつつあるのである。即ち彼等のこのような限定された対象を持つ研究は、直接には收容施設の改善と進歩に大きな貢献をしたことは明かであつて、このような業績が当時要求されていたことを考えれば、私がさきに彼等の業績がタイムリイであつたといつたことが首肯されるであらう。このような大きな功績はあるが彼等の対象がこのように限定されていることは、我々を他の考慮に導くものである。もつともその考慮は彼等の功績を減少するものではないのであるが、それは上にも一言したように研究の対象が既に司法的に処理された事実から出て来るものに外ならないのである。それは即ち我々には更に遡つてその司法的処理そのものについて考える可きではないかということである。換言すれば我々はこれ等の犯罪學がスタートとしたところから更に遡つて犯罪研究をスタートすべきではないかということなのである。このことについて例をあげて次に述べよう。

仮りに殺人を例にとると従來の犯罪學が、研究の対象としたのは、殺人罪を犯した者として刑を受けている收容者であつた。この研究の仕方はそれとしては勿論正しいのであるが、その前提として法律的評價において殺人罪とされた者を研究したということがあるのを見て過してはならない。我國の刑法を例にしよう。Aが刀をもつてBを斬つたとしよう。若しAのこの行為によつてBが死んだ場合、Aの行為はどのような評價を受けるであらうか。若しAにBを殺すつもりがあれば殺人であり、それがなく傷けるつもりしかなかつたとするとAの行為は傷害致死とされるかも知れない。又若しAはBを脅すつもりで刀をふりまわしてそれでBを傷けBがこれによつて死んだとするとAの行為は過失致死にすぎないかも知れない。このようにAの行為とBの死とを結び付けて評價しなければならぬ場合に、その評價の標目即ち罪名の差異は当然にその評價の効果の差を意味することになる。例えば殺人罪の法定刑の最も重いものは死刑で、傷害致死は十五年の懲役で、過失致死は五万円以下の罰金である。このように外觀的にはあまり大きな差のありそうもないAのBを斬つた行為がこのようにいろいろ異つた法律的評價をうけるのは何故であらうか。又その差異を設ける基準はどこにあるのであろうか。このような疑問に對してはここでは答えないが、ともかくも同じような種類の行為が異なる取扱ひを受けることには間違ひがないとすると、このような社会的評價の差異についての考慮なしに犯罪行為を考えることは意味がないといはざるを得ないのである。換言すれば犯罪行為といふ

それだけで独立している行為が存在しているのではなく、社会的評価―換言すれば法の規定―と結びついて犯罪行為は存在をあたえられるのである。そればかりではない。Aの行為が殺人行為とされるためには、法律の定める各種の手続を経ることが必要であるから、この手続のプロセスについても知らなければ犯罪の研究にはならないといはなければならない。

このように考えて来ると犯罪研究の第一歩は、刑務所で死刑囚の頸骨を測定することによつて踏み出されるのではなく、法律がどのように犯罪を定めているか、又その法律はどのようにして実行されているか、を見ることによつて開始されるべきものであるといはなければならないであろう。従つて犯罪学の体系づけもこのことを明かにして始めて考へべきこととなるであろう。それならばこのような考慮―即ち法律の規定とその実行のプロセスの研究―は法律解釈学とどのように違ふのであろうか。又、法律学としてその存在を主張する根拠はどこにあるのか。これ等の問題については次節で考へることによつてしよう。

### 三、犯罪学の体系づけ

さて前節で明かにしたように、刑法その他の刑罰法規において犯罪がどのように定義づけられているか、又、犯罪者の司法的処理における取扱いはいどのようになっていゝるか、を考へなければ、新しい犯罪学の体系づけが出来ないということになると、少くとも犯罪学の体系づけの出発点即ちアプローチは二つあることになるであらう。一つは犯罪についての法律の規定、他は犯罪者の処理である。先ず後者から考へて行くことにしよう。このような出発は言葉を変えていゝえば刑事政策的見地からの出発ということになるのであるが、無論、法律の規定の考察は当然に入つて来るから、法の規定からの出発とあまり違ひはないように思はれる。然し考察が進むに従つて次第に構造に差が出て来るのであるが、それでも結局はこの両者は何れも犯罪学という名で呼ばれて差支へないのである。この様相を例をもつて説明しよう。前節で例にとつた殺人の場合について考へよう。Aが殺人犯とされるためには、逮捕、拘留、捜査当局による取調べが行はれついで起訴、公判という順序にプロセスが進行し、Aが傷害致死、過失致死、殺人の何れかの罪責を負うべきかは究極的には最後の段階即ち判決で定められることになるのであらう。然しこの判決が起訴、更に遡つては捜査の仕方によつて大きな影響を受けることは明かである。そして又、証拠がどのようにしてあつめられ、提出されるかによつても大きな影響を受けるであらう。そこでこのようなプロセ

スとその結果の考察を重要視する犯罪学では、このようなやり方が果して正しいか、又、このようなプロセスにさらされた人々と社会のそれに対する反応等を考察するのである。勿論その間に各種の科学の成果は充分に考慮されなければならない。このような研究の結果例えはある種の犯罪者に対する処理が正しくないことが明かになれば、新しい立法が要求されることになるであろう。これがターナーとラジノヴィツクのいう刑事政策が刑法をつくるという意味であろう（この種の犯罪学を仮りに政策的犯罪学と呼んでおかう）。

ところで一方において法律の規定の上で殺人とされ、過失致死とされ、傷害致死とされるのは何によつてであるかを考えることから出発するとすると、そこに体柔つけられる犯罪学は、上に述べた刑事政策的なものを基礎とするものとは大分異つたものとなるであろう。

先ず右のような法律的評価に差異の出る根拠を、犯意の存在、又はその態様における差異に求め得るものとすれば、結局、この場合には犯罪の差は犯意の差に帰着することになるであろう。それならばこの種の犯罪学は犯意の分析から出発することになるであろう。即ち先ず犯意とはどのようなものであるかについて考え—これは当然に社会心理的なものになるであろう—その結果から更に進んで刑法や刑訴の規定の意味について考え、更に又犯罪者の処置について考えることになるであろう。（この種の犯罪学は犯罪行動の

Psychological explanation を主とするものであるから仮りにこれを心理的犯罪学と呼ぶことにしよう）。ところで右のような場合には犯意を基本に犯罪について考えることが出来たのであるが、犯罪のうちにはこのような区分が有効でないものもあるように思はれる。例えば窃盗と横領について考えよう。若しこの二つの犯罪において不法領得の意思という犯意が共通であると考えるならば、この二つの犯罪の差は、それぞれの犯罪における舞合装置 (Setting) の差にすぎないことになるであろう。即ち、窃盗は「物」と「犯罪者」との間に何の關係もない場合であり、横領はこの二つの間に委託關係がある場合ということになるであろう。このような舞合装置の差に基いて犯罪を説明することは、犯意を基本にして犯罪を説明する場合と同じように、可能であると思はれる。それは行動の差を行動の場（但し犯罪者の主観的なものを除く）のセッティングの差に基いて説明を始めることに外ならない。このようにしてある特定のセッティングにおいて（これを犯罪の構成要件という言葉で呼んでもよいであろう）生ずる特定の行動が犯罪の違いをもたらし、そして犯意はこれに附随してあらはれると考えるならば、これは一つの犯罪学として成立する可能性のある考えであろう。（このような犯罪学は犯罪の behaviour pattern を主とするものであるから、仮りに行為的犯罪学と呼ぶことにしよう）。

以上述べたところから従来の犯罪学と異つた法律学的な犯罪学を体系づけようとする、三つのものが可能であることが明かになつたであろう。即ち政策的犯罪学、心理的犯罪学、行為的犯罪学がこれである。次にこれ等の犯罪学のそれぞれが持つ特徴を考えてみよう。政策的犯罪学は犯罪者の処理に最も効用を發揮するであろうことは容易に想像されるのであつて、この意味においてこれは伝統的な犯罪学に最もよく似ているということが出来よう。行為的犯罪学は犯罪の捜査面において大きな効用を有してをり、従つて起訴の場合の罪名——これは全手続の中心線である——を定める場合に極めて便利であることは明かである。従来の犯罪学でも犯罪の分類から出発するものがあるがそれを更に精緻にするとこの種の犯罪学が成立することになる。ところでこの種の犯罪学においては考えられたセッティングを物的なものだけに限るか、或いは心理的なものを含ませるかについて問題が生じ得るであろう。一般に物的なものもそれが行為者の心理に影響がある限りにおいて存在すると考えるならば、むしろ行為者の心理面に重点をおく心理的犯罪学がより包括的ではないかとの疑問が生じて来るであろう。ところで現在の刑法の規定には犯意として主観的なのが入つてをり、刑法学にもこれを中心として組織されたものがあるから、心理的犯罪学の方が刑法の規定や刑法学との結び付きにおいて効用が大きいと考えなければならぬであろう。そこで私は本稿ではこの仮りに名付けた心理的犯罪学について私の考えの概要を述べようとするのである。ただその叙述に入る前に述べなければならぬことが一つある。それは右に述べたように一は犯意は一は行動の定型を基本にして体系づける犯罪学と刑法学説の主観説、客観説とはどのような差があるかということについてである。刑法学説上のこの二つの学説は何れも刑法の解釈のみでなく行刑の上にも、又、立法にも働くものであるからその働きにおいては、犯罪学上の二つの考えと同じことになる。ただ犯罪学は事実立脚する科学であつて、犯意を中心とするものは、犯意という心理的事実を基本とし、行為を中心とするものは行為の定型という社会的事実を基本とするものである。そこで若し刑法学説上の主観説、客観説がある事実基本をおくものであれば、それは犯罪学と同じものになつてしまふであらうし、理念を基礎とするものであれば、犯罪学とは全く異なるものとなるであらう。従つて私のいう犯罪学がターナーのいう犯罪科学(Criminal science)にあたるものであるか、或いは我国の伝統に従つて刑事学と呼ぶ方が適當であるかについては、ここでは論じないが、私は事実基礎をおく法律学は存在し得ると考えるので、私はこれを法律学としての犯罪学として述べているのである。

## 四、心理的犯罪学のアウトライン

本節では私が仮りに名付けた心理的犯罪学の概要を述べるのであるが、極めて簡略に述べなければならないのは残念である。もつとも私は最高裁判所事務総局刊行の家庭裁判日報の第六卷（昭和二九年）の五、六、七、八、九、十一の各号に「犯罪行動の理論とその応用」と題する論文を掲載したが、それと本稿とは題目は異なるが同一の対象を取扱っているものであるから、詳細は右の論文を参照して頂きたいのである。右の論文は犯罪行動についての「場の理論」を叙述することを中心とし、刑法における犯意の解釈、訴訟における犯意の証明法をその応用として述べたものである。然し上にも一寸述べたとをり、右のように考えて行けば犯罪行動の理論の応用ともいへき部分は単に刑法における犯意の問題のみではなく刑法についてのあらゆる理論的實際的方面に亘らなければならず、更に刑事訴訟法の問題、裁判の問題、行刑の問題等に亘らなければならぬ。私の右に述べた論文にはその応用ともいへべき部分の論述は狭いのであるが更に右に述べたような部分に亘つてもその理論から論述し得ることは、以下に示すが如くであり、それ等の詳細は今後更に右の家庭裁判月報に発表の予定なのである。そこで本稿ではそのようなものが一つの体系の下にまとめることが出来るならば、それはその名称はともかく一つの犯罪に関する科学として成立し得るであろうと考えたのでその方向からアプローチを行つたわけである。

さて犯罪行動をその行動者の心理的特徴において捕えようとする場合にどのようにしてアプローチすべきであろうか。刑法で犯意という場合には少くともそれは一つの心理的実在を指し、そしてそれは行為の直前までには存在したことが必要とされるのであるから、今、そのような必要とされるのであるから、今そのような心理状態はどのようなものであるかを考えずに、行動の時における心理的特徴を先ず心理的に捕えることが必要であろう。それを明かにした後でそれと刑法のいう犯意との関係を考えるのが順序であろう。

このような方向に進むとして次に人の行動は何によつて決定されるかを考えよう。一般的に考えて人間の行動がその人とその環境とによつて決定されることは明かであろう。ところでここでは心理的に考察をすすめることにしてあるのであるから人も環境とともに心理的なものに限定することとして右のような関係を次の式であらわすことにしよう。

$$B = F(P, E) \dots \dots \dots (1)$$

ここにBは行動、Pはその人、Eは環境、Fは函数關係をあらはす。

次にこの(P, E)を仮りに「場」(field)と称し、これをSであらはすとすれば(1)式は次のようになるであらう。

$$B = F(S) \dots \dots \dots (2)$$

ところで刑法において問題となるのはこのような一般の場合よりも特定の行動であるからそのことを考慮してBをある特定のものの即ちあたえられた時刻におけるものと考えると、Sも当然にその時刻のものと考えざるを得ないであらう。何故ならば行動即ち変化を

$$\frac{dx}{dt} \quad (\text{ここに } x \text{ は距離 } t \text{ は時間をあらはす})$$

であらせば、これと函数關係にある「場」は同じくtによるものでなければならぬからである。従つて(2)式は次のようになるであらう。

$$B = F(S, t) \dots \dots \dots (3)$$

この(3)式は時刻tにおける行動Bはその時刻tのみにおける場Sの函数であつて前の場のそれでも又後の場のそれでもないことを意味するのである。このような考えを仮りに私は犯罪行動についての「場の理論」と称するのであるが、勿論それはレヴィンの説から示唆を受けているものである。<sup>(3)</sup>

このように犯罪行動をそれが生じた時刻における場の函数と考えるならば、犯罪行動が生じた時の場の様相を明かにし、そこにおける各種の因子の布置(constellation)を定めることが出来るならば——これは可能であらう——犯罪行動を起すのは何によつてであるか換言すればそれを定める力が何であるかを知ることが出来るであらう。

そこで次にこのような犯罪行動の生じた時における場の特徴を把握しなければならぬことになる。上の(3)式でいえばSの内容を明かにすることになる。これについてはサザランドとクレッシイの研究があるが、それによると犯罪者の犯行の際の心理状態の重要な特徴の一つとして彼等は合理化(rationalization)をあげている。<sup>(4)</sup> 合理化とはある行為をしようとする際にそれは犯罪であるにも拘らずそれが許されるものであると考えることであつて、例えば横領の場合に横領を行うのではなく借るのであると考えることである。もつともサザランド等の研究はすべての犯罪に亘つたものではないが、ここでは大胆に一般化して考えてみるのである。このような合理化は実は誤つ

た推理ともいうべきものであろうが、このような誤つた推理が犯罪に導くものと考えると、次にはこれが生ずる心理状態をつきとめなければならぬであろう。私はこのような誤つた推理の出で来る心理状態をレヴェインのいう心理的回帰 (reversion) の状態であると考えるのである。ここにいう回帰とはより原始的な状態への復帰を意味するのであるが特に犯罪行動に関係していえば分化したものが未分化の状態に復帰することをいうのである。

このように考えて来ると例えば高度の情緒緊張による回帰、それからもたらされる合理化、直接の決意の順序で変化する場合に対応して犯罪行動が生じ得るものと考えることが出来るであろう。(ただどのような函数関係になるかについては更に研究を要する)

以上のように犯罪行動の生ずる場の心理的特徴を把握するとそれからどのようなことがいえるのであろうか。

第一に右のような心理状態を刑法の犯意と同じものとするならば、刑法上の犯意の有無のテストとして右のような状態の有無が役立つことになる。そしてこれは法律の錯誤の問題の解決に役立つであろう。犯意を中心にして刑法の解釈を行う主観説と同じように犯意の内容を更に具体的にした「場の理論」は刑法解釈上各方面に効用を有し得るのであろう。

第二に刑事訴訟上の効用について考えよう。刑事訴訟手続において犯罪を証明する各種の資料が提出されるのであるが、それ等の資料は犯行につき、又物的、心理的セッティングについてのものであるが、特に犯意を証明する資料があるとすればそれは上述の(3)式に基き行動の時刻に同時化 (synchronize) されていなければならない。若し資料がそのような性質を持つていなければそれは所謂主として情状についての資料となるであろう。即ち資料の重要性判定の一つの基準として上の(3)式は働き得るのである。

第三に以上のような犯罪行動の理解が行刑や保護観察の実際にあたつて大きな働きをなし得ることは容易に想像することが出来るであろう。

#### 註

(1) ロンブローズの業績の意味については拙著「刑事政策」中に詳しく論じてある。特に六六頁以下。犯罪学についてのケトレーの業績は注目しなければならない。ケトレーとゲリイについては拙稿、「犯罪と非行」、「社会病理学」(朝倉書店) 四四頁以下。

(2) 西村克彦氏 刑事学序説 六七頁。

- (3) レヴィンの field theory は Kurt Lewin, Field Theory in Social Science, 1952, 中に詳述されている。ただレヴィンは別に犯罪行動については述べていないから、これを犯罪行動に結びつけて更に発展させたのは私の考である。
- (4) E. Sutherland, Principles of Criminology, 1947.  
D. R. Cressey, Application and Verification of the Differential Association theory, Journal of Criminal Law, Criminology, and Police Science, Vol. 43. No. 1, pp. 43. ff.